

特別児童扶養手当 新規申請の注意事項

○新規申請について

- ・特別児童扶養手当の受給を希望される場合に提出してください。
- ・受給可否については、提出された診断書等を参考に静岡県が認定します。障がいの程度によっては認定されない可能性もありますので、ご了承ください。

○提出書類

1. 特別児童扶養手当認定請求書
2. 請求者及び対象児童（障がいのある児童）の含まれる戸籍謄本（申請日の1か月以内に発行されたもの）
3. 対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（次のいずれか1つ）
 - ①特別児童扶養手当認定診断書（作成日が申請日の当月 or 前月のもの）
 - ②療育手帳Aの写し
 - ・次期判定年月までに10歳未満 → 判定日から2年以内
 - ・次期判定年月までに10歳以上 → 判定日から3年以内
 - ③身体障害者手帳の写し（一部の障がい・等級のみ）
（診断書が省略できるものについては2ページ目に記載します）
4. 特別児童扶養手当振込先口座申出書

○その他、下記に当てはまる方は別の書類が必要になりますので、沼津市役所障がい福祉課にお問い合わせください。

1. 請求者・対象児童が外国人の場合
2. 請求者と対象児童が別居の場合
3. 対象児童の養育者が戸籍上の父母と異なる場合
4. 対象児童に父母が揃っている際、所得の少ない方が請求者となる場合
5. 請求者が被災者の場合

○診断書が省略できる身体障害者手帳の障害名・等級

障害名	等級
視覚障害	3級以上
聴覚障害	3級以上
平衡機能障害	3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級
肢体不自由（上肢）	3級以上
肢体不自由（下肢）	4級（の一部）以上
肢体不自由（体幹）	3級以上
脳原生運動機能障害	3級以上